

(請求人あて)

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	坂柳泰光
同	伊藤哲朗

豊橋市職員措置請求について（通知）

令和6年5月24日付けで提出のあった豊橋市職員措置請求（以下「本件請求」という。）については、次の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求としての要件を欠いて不適法であり、これを却下することとしたので、その旨を通知します。

理 由

1 本件請求の内容について

本件請求は、以下の点を主張してなされたものであると解される。

- (1) 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業（以下「当該事業」という。）の総合評価一般競争入札において、令和6年4月26日が当該事業の入札書及び事業提案書の提出期限であり、4月12日に示された入札説明書等の変更を入札書や事業提案書に反映させることは困難で入札が不十分な内容となるおそれがあり、公正公平な入札が行われているとは言えない。
- (2) 1回目の個別対話の回答が公表されないまま入札説明書を修正して、個別対話の回答の公表時期を3月下旬としたことにより、応募した事業者に対して、応募が1グループであることを強く教唆する結果となり、応募事業者に不当に有利な情報を与え、公正な入札を実施することができなくなっている。
- (3) 入札を行う目的は公的機関と民間事業者の癒着を防ぎ、公平・公正に受注者を選ぶことであり、また複数の事業者を受注価格を競わせることにより、合理的な価格で契約を行うことを目的とするものであるが、この目的を達することが困難な状況になっている。

よって、当該事業の入札を停止して、公平・公正な入札が実施されるよう入札説明書・要求水準書の記載内容を整備して、参加事業者が入札関連書類の内容を、入札書と事業提案書に反映するための十分な期間を設定した上で、入札を実施するよう勧告することを監査委員に求めている。

2 入札手続行為の違法・不当事由について

当該事業に係る入札手続行為（以下「本件入札手続行為」という。）において、請求人は、入札説明書等の変更を入札書や事業提案書に反映させることは困難で入札が不十分な内容となるおそれがあり（上記1(1)参照）、また、手続の中で応募が1グループであることを強く教唆する結果となり、応募事業者に不当に有利な情報を与えた（上記1(2)参照）と主張しているが、本件請求の内容は、請求人の主観的な推論に過ぎず、違法又は不当といえる具体的な根拠は明らかにされていない。

3 本件入札手続行為の結果としての財産的損害の発生又はそのおそれについて

「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、住民訴訟の前置手続として、まず当該地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解される。そのため、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである。」とされている（最高裁平成6年9月8日判決及びその下級審判決参照）。

したがって、本件請求には豊橋市にどのような財産的損害が生じ、又は生じるおそれがあるかを示す必要がある。

この点、本件請求には、本件入札手続行為をしたことの結果として生じた財産的損害について、具体的な記載はない。

4 これらのことから、請求人は、本件入札手続行為について、違法又は不当とする理由を具体的に摘示しないままに違法又は不当の疑いがあるとしており、また、本件入札手続行為によって、豊橋市にどのような財産的損害が生じ、又は生じるおそれがあるかを摘示しないまま、監査委員に調査を求めるものと言わざるを得ない。

5 結論

よって、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適法であるので却下する。